

令和2年度 吹田市第3次環境基本計画の 進捗状況に係る環境審議会評価(案)

【この冊子の位置づけ】

「令和2年度 吹田市第3次環境基本計画に係る環境施策の実績集約・自己評価【内部評価】」をもとに、事務局で作成したもので、今回、審議会委員の皆様にご意見をいただきたい内容を示しています。

内容を御確認いただき、修正意見等がございましたら事務局まで御提出ください。

なお、いただきました御意見については、とりまとめの上、審議会当日にお示しし、御審議していただきます。

■環境分野における新型コロナウイルス感染症拡大の影響について

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大が人々の生活に大きく影響しました。緊急事態宣言などの外出を抑制する措置により、日常生活や社会経済活動に大きな変化が生じています。

環境分野も例外ではありません。例えば、対面のイベントや講座の多くが中止になり、啓発活動を進めにくくなっています。また、在宅時間の増加による家庭系ごみ排出量の増加や休業の増加による事業系ごみ排出量減少といった影響もあります。世界的には、感染拡大による社会経済活動の停滞により二酸化炭素排出量が大きく減少しています。

ワクチン普及などの対策が一定進みつつあるものの、新型コロナウイルス感染症が拡大する前の状態に戻ることは難しいと考えられることから、環境分野の取組も変化に対応していく必要があります。例えば、オンラインによる啓発活動の実施などです。また、新型コロナウイルス感染症の終息後、一旦減少したごみ排出量や二酸化炭素排出量がリバウンドしないよう、ライフスタイルやビジネススタイルの変化に向けて、市民・事業者と連携して進めていく必要があります。

■重点戦略

1 環境保全・創造の基盤となる人・組織・仕組みを「はぐくむ」

市民への取組については、学校での環境教育（エコスクール活動簿、ビオトープ、学校農園等）、市民、事業者、行政の3者協働組織である「アジェンダ21すいた」等の団体との連携による啓発活動（すいたクールアースウィーク、すいた環境教育フェスタ等）、公民館での地域における環境教育等が進められています。エコスクール活動簿の評価が21点以上の学校数及び環境イベント参加者数については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年通りの取組を行うことができなかったことから、減少しています。

事業者への取組については、エコアクション21認証取得事業補助金による環境マネジメントシステムの導入促進が進められています。また、環境まちづくり影響評価条例や環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】に基づく事業者への働きかけも進められています。

環境を中心とした多様な主体とのつながりの構築に向けては、「アジェンダ21すいた」と連携による協働取組の推進、能勢町との連携による木材利用推進等の取組が進められています。その結果、「アジェンダ21すいた」の事業者会員数及び地域材使用量が増加しています。

今後も、持続可能な社会に貢献する人材・事業者をはぐくむために、ライフスタイル及びビジネススタイルの転換に向けた取組を市民・事業者・市民団体の連携の下、推進していく必要があります。

2 良好な環境を「まもる」

未来につながる環境を「まもる」視点から、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入や市民向け電力グループ購入事業を始めとした再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入拡大に向けた取組が進められています。また、講座等によるごみの減量・再資源化の啓発も進められています。これらの結果、市域の年間エネルギー消費量及び市民1人当たりのごみ排出量については、順調に減少しています。

市民にとっての憩いの空間を「まもる」視点から、公園・緑地の整備や特定外来生物の防除等の取組が進められています。一方、生物多様性保全イベント参加者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止となったものが多かったことから、減少しています。また、生物多様性の保全を重要だと思ふ市民の割合についても前回調査と比べ減少していました。生物多様性に関する啓発活動やイベント等の実施により、生物多様性に対する関心を高めしていく必要があります。

今後も、良好な環境を「まもる」ための取組を進めていく必要があります。

3 気候変動による影響に「そなえる」

気候変動による大規模災害に「そなえる」視点から、防災意識向上に向けた取組や応急給水体制の強化・雨水管路整備等のインフラ面での取組が進められています。その結果、連合自治会単位での自主防災組織の結成率については増加しました。一方で、雨水排水施設の整備率については横ばいとなっています。

ヒートアイランド現象に「そなえる」視点から、透水性舗装の整備や高反射率塗料の導入等の取組が進められています。その結果、透水性舗装面積については目標値を達成しました。また、SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN (SMAP) や環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】の手続を活用して、公共事業、開発事業ともに対策の促進が図られています。

今後も、気候変動への適応の観点から、気候変動による大規模災害やヒートアイランド現象に「そなえる」ための取組を進めていく必要があります。

■分野別目標

1 再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換

最新の平成30年度（2018年度）のエネルギー消費量については、節エネルギー・省エネルギーを推進する様々な取組の結果、低炭素型のビジネススタイルが広まり、業務部門の消費量が減少しました。一方で家庭部門においては低炭素型のライフスタイルが徐々に広まっているものの、暑夏となった気候の状況もあり、横ばいとなっています。産業部門についても同様に横ばいとなっています。これらの結果、市域全体のエネルギー消費量は減少しました。温室効果ガスの排出量については、エネルギー消費量の減少に加え、電気の排出係数（※）も減少したことにより、減少しています。しかしながら、特に家庭部門・業務部門における取組の強化なしには目標達成が極めて困難なことから、限られたエネルギー資源の中での節エネルギーの推進や、LED照明等の省エネルギー機器の導入など、家庭でのライフスタイルや事業活動でのビジネススタイルの転換を強化する必要があります。

また、令和2年度（2020年度）は、市民・事業者への節エネルギー・省エネルギー機器及び再生可能エネルギーの導入についての啓発・誘導が実施されるとともに、市役所の率先行動として、これらの機器の導入が行われています。

今後、これらの取組を更に展開するとともに、市域における再生可能エネルギーの積極的な導入、省エネルギー機器等への更新・導入及び住宅の断熱化を進めるなど、低炭素社会への転換を目指し、取組を加速させる必要があります。とりわけ市域で最もエネルギー消費量の割合が大きい家庭部門の削減を進めるためには、公共施設において、率先して再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等の更新・導入を進め、その成果やノウハウを市民へ情報提供することで、導入促進を図る必要があります。

更なる取組の強化に向けて、令和3年（2021年）2月に策定した「吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画」に定めた施策を、市民・事業者と連携しながら、積極的に取り組んでいく必要があります。

（※）電気の（CO₂）排出係数とは、電気の供給量（1kWh）当たりどれだけのCO₂を排出しているかを示す数値です。電気の使用に伴うCO₂排出量は（電気の使用量）×（電気の排出係数）で算出します。排出係数が増加すると、CO₂排出量も増加します。火力発電の割合が高くなれば、一般的に電気の排出係数が増加します。

2 資源を大切に作る社会システムの形成

令和2年度(2020年度)のごみの排出量については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在宅時間が増加したことから、家庭系ごみは増加しました。一方で、事業系ごみについては、休業等の増加により減少しています。これらの結果、市民1人当たりのごみ排出量については減少しました。同様の理由により、燃焼ごみの年間搬入量についても減少しています。リサイクル率については若干増加しています。また、市民の身近な環境活動の1つであるマイバッグの持参率については、北摂7市3町と食品スーパーとによるレジ袋無料配布中止を趣旨とする協定に加え、令和2年(2020年)7月から国全体としてレジ袋有料化義務化(無料配布禁止等)されたことから、市民にマイバッグ持参習慣が定着したことにより、目標値である80%を達成しています。持参率をさらに向上させるために、引き続き取組を強化していく必要があります。

全体としては改善傾向にあるものの、目標値未達成の指標については、取組の強化が必要であることから、平成29年(2017年)3月に改訂された「吹田市一般廃棄物処理基本計画後期改訂版」に基づき、更なる市民・事業者の意識の向上及び環境に配慮した行動への誘導を図る必要があります。具体的には、食品ロスの削減、廃棄物減量等推進員制度の活用による雑がみ等の資源ごみの分別排出の徹底、再生資源集団回収の活性化、溶融スラグの資源化促進、多量排出を行う事業者への指導・啓発の充実、使い捨てプラスチックごみの削減等の取組を進めていく必要があります。

3 健康で快適な暮らしを支える環境の保全

環境汚染防止対策については、監視体制の充実や市民、事業者への啓発活動の推進により、着実に施策や取組が進んでいます。令和2年度(2020年度)の公害に関する苦情を解決した割合については、大きく改善されました。また、環境目標値達成率についても2つの指標で目標値である100%を達成しています。今後も、大気汚染や水質汚濁などの環境汚染に適切に対応するため、きめ細やかな規制や誘導、啓発を行う必要があります。

環境美化の推進については、市民、事業者と連携し、環境美化の啓発等を実施しています。環境美化推進団体の団体数が減少していることから、環境美化推進団体の更なる確保に努める必要があります。引き続き、公共空間の美化に向けて、市民、事業者との連携・協働による取組を推進していく必要があります。

近年、都市部で注目されているヒートアイランド現象の緩和・抑制に向けては、SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN(SMAP)や環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】の手続を活用して、公共事業、開発事業ともに対策の促進が図られています。歩道等への導入が進んだ結果、透水性舗装面積については目標値を達成しました。今後も、特に夏場における省エネルギーを推進するとともに、建築物・道路・駐車場の蓄熱抑制化など、地域特性に応じた具体的な施策や取組を進める必要があります。

4 自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成

生物多様性については、自然環境調査や特定外来生物の防除等の取組を進めています。生物多様性保全イベント参加者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止となったものが多かったことから、減少しています。また、生物多様性の保全を重要だと思ふ市民の割合についても前回調査と比べ減少していました。生物多様性に関する啓発活動やイベント等の実施により、生物多様性に対する関心を高めていく必要があります。

自然資源の継続的な利用については、公共建築物等への地域材の利用推進に向けた取組が着実に進められています。

みどり分野については、「みどりの協定」に基づく取組などを行う団体数及び公園などの面積が増加しています。一方、市民1人当たりに対する都市公園面積については、横ばいとなっています。また、緑あふれる未来サポーター制度（公園）の登録団体数は、活動意思の再確認を行った結果、減少しています。

今後も、平成28年（2016年）8月に改訂された「吹田市第2次みどりの基本計画 改訂版」に基づき、質及び量を共に重視した緑化などの取組を推進する必要があります。

5 快適な都市環境の創造

景観に配慮したまちづくりについては、景観パネル展の開催や景観まちづくり条例に基づいた、規制・誘導などの取組が進められています。まちづくりのルール（地区整備計画）の策定地区数及び景観に関するルール（景観重点地区）の指定地区数が増加しています。

交通環境については、市民向けの公共交通マップを作成・配布し、自動車利用の抑制を図るなど啓発が進んでいます。バリアフリー重点整備地区内の主要な生活関連経路など整備延長及び自転車通行空間の整備延長については着実に増加しています。一方、コミュニティバス1便当たりの乗車人数については、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出の自粛等の影響から減少しています。

市域の開発に対しては、すまいる条例や環境まちづくり影響評価条例、環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】を運用し、環境に配慮した開発事業の誘導が図られています。

今後も目標値達成のため、引き続き市民・事業者等への啓発や取組の支援を進めるとともに、環境に配慮した開発事業への誘導に取り組んでいく必要があります。